

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成29年12月13日（水）

開会 9時30分

閉会 10時40分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当）浅井雅之、

次長（学校教育担当）宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）辻善典、

次長（研修担当）山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也、主幹 奥山充人

福利・給与課 課長 谷岡徳夫、課長補佐兼班長 中野雅人

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

保健体育課 充指導主事 増田和史

### 5 請願陳情の付議の結果

請願 1 30人学級とゆきとどいた教育を求める請願について

審議結果

不採択

### 6 議案件名及び採択の結果

議案第40号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則案

審議結果

原案可決

### 7 報告題件名

報告 1 三重県いじめ防止条例（仮称）について

報告 2 平成29年度三重県優秀選手・指導者表彰について

### 8 審議の概要

#### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月20日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、請願1、議案第40号を審議し、報告1から報告2を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願1 30人学級とゆきとどいた教育を求める請願について（公開）

（小見山教職員課長説明）

請願1 30人学級とゆきとどいた教育を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。平成29年12月13日提出 三重県教育委員会教育長。

まず、3ページをご覧ください。請願書の写しでございます。教育長宛て、提出者は、「30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会」代表の吉野啓子様。それと、その他3,814名の方ということで、ここにも書かせていただいているようにご署名という形で頂戴している中身でございます。

4ページをお願いいたします。請願書の要旨と理由についてご説明させていただきます。請願の要旨でございますが、小学校1年、2年生において30人学級で25人以上という条件、中学校1年生において35人学級で25人以上という条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校で30人学級を計画的に実施する努力をすること。少なくとも小学校1年生では、30人を超える学級をなくすことと、教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育の推進を図ることという中身になっております。

理由です。「ひとりひとりの子どもたちを大切にした教育の保障」「豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには、少人数学級の実施が最も有効な施策です。

三重県においては、平成15年度から小学校1年生、平成16年度は小学校2年生までの30人学級が、さらに平成17年度は中学校1年生での35人学級が実現しています。しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりが見られません。また、実施されている少人数学級編制には、1学級の定数を25人以上とする条件が設けられています。つまり、単学級の学校は、初めからこの制度を享受できないという教育の機会均等の原則に反する大きな不公平を15年間の長きにわたって被っていることとなります。

平成23年度、国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善したことによって18人学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じています。早急にこの不公平をなくす取り組みを進めてください。

四日市市では、平成25年度から、小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、より一層細かな指導ができると、保護者や教職員に喜ばれています。三重県としても少なくとも小学校1年生では30人を超える学級をなくしてください。

一方、下限条件の影響を受けず、低学年で30人以下だった学級では、3年生になると40人学級に戻ってしまうため、子どもが落ち着かない、一人ひとりに目がゆき届かない等、深刻な問題があります。全学年での30人学級の早期実現を望みます。

また、「みえ少人数教育」の実施が、臨時職員をいっそう増大させているという実態も大きな問題です。教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育を進めてください。

このような中身の請願になっております。

1ページに請願文書表というのをお付けしております。いただいた中身に対しての考え方となりますが、よろしく願いいたします。

少しこれも読ませていただきます。本県においては、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進するため、小学校1・2年生での30人学級、中学校1年生での35人学級を、いずれも下限25人として、平成15年度以降、順次実施してきております。

また、下限25人の設定により対象とならない学級や、他の学年においても、学校の状態に応じてきめ細かな指導が行えるよう少人数教育のための定数や非常勤講師を配置しています。

下限の設定については、限られた財源の中で少しでも多くの学級で少人数教育ができるよう工夫しているものであり、小学校1年生のみ30人学級を下限なしで実施するにしても、新たに約55人、2億6,000万円程度が必要となりまして、下限の廃止は難しいと考えております。

国が少人数学級編制推進のための計画を示しておらず、また、厳しい財政状況の下、現段階で県独自で学級編制基準を引き下げ、小・中学校、高等学校の全てで30人学級を計画的に実施することは、極めて困難な状況であります。

また、教職員定数には単年度措置のものがあつたり、今後の児童生徒数の減少から定数減が予想されたりすることから、定数内の教職員を正規のみで充足することは難しく、国加配の内示が年度末近くになることから、新たな定数配置があつた場合は、当該分は臨時教員による対応とならざるを得ないという状況もあります。

「みえ少人数教育」は、国及び県独自の多くの加配定数や非常勤講師を活用して実施しているところですが、児童生徒一人ひとりの実態や、各学校の課題に応じたきめ細かな教育を実現するために必要な取組であり、この取組の継続が、臨時教員を一層増大させているものではないと考えております。

今後も少人数教育の推進に向け、引き続き国に対して学級編制標準そのものの引き下げを要望するとともに、少子化による児童生徒数の減少等により、教職員定数の

減少が見込まれるところですが、さまざまな教育課題に対応するための加配定数の確保に努めながら、県の厳しい財政状況の下、新規採用者について一定数を確保し、正規職員の割合の改善や、各市町及び県立学校の状況に応じた教員配置に努めてまいります。

以上のことから、本請願は不採択としたいという案でございます。

#### 【質疑】

教育長

それでは、請願1については、いかがでございましょうか。

岩崎委員

請願書の中の事実関係の確認ですが、四日市では小学校1年生、中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しているというふうに記載がございまして。これは、具体的に加配の教員を使ってそういうふうに行っているんですか。それとも、市が単独で配置をしていることになるんですか。そのあたりはどうでしょうか。

教職員課長

四日市市におきましては、市が単独の予算で講師を雇っておりまして、今年度は確か5人雇ってみえたかと思えます。学級編制であったり、いろんな使い方をしているんですが、それを小学校1年生のクラス単位を下げるのにもご利用いただいていると聞いております。

岩崎委員

そうすると、加配の教員を充てていくというやり方と、各市町が単費、自前で配置していくというやり方もあると考えていいんですか。

教職員課長

そうですね、小学校1年生については、30人学級、下限が付いていますが、そういう形は「みえ少人数」という形でルールでしている部分と、どうしてもその下限があることで、ここでのご主張にもあるように、例えば、31人クラスということであると、30人を超えていると。それをどうしてもそれ以下にする必要があるというご判断がもしあれば、それを15と16にするとかというのを、四日市市さんがそこがどうなのかわかりませんが、そんな形で割ったりするのについて、超える部分については、四日市市については、そのような形の単費の入れ方もしているというところも現実はあるということです。

原田委員

請願者さんの代表の方を含め、たくさんの方の署名の重さも感じるどころです。最終的な判断としては、不採択としたいというところはあるとしても、根幹にあるところは教育委員会が今、努めているところ、それも含めて根っこは子どもたちのためにといいところは共通する思いがあると私は思っています。

実際のところ、私、保護者の立場で受けさせていただいているので、私個人の意見としてではなくて、実際にある学校での話としては、同じ学校の中でも、親が、ある程度少人数学級を望んでいるところは、現状問題としてありますので、厳しい財政状況というところがあってかなわないという、お話を受けましたが、今後、本当に少人

数学級のどこまで少人数というのも、また難しい問題もあるかもしれないですが、そういう意見が保護者の人たちから出ているのは現状です。上の子は20何人のクラスだけれども、逆の場合もありますが、行き届いた教育という部分において、最終的な結論として、今後、努力はしていくというところを前提に考えていくべきところもあるのではないかと思います。意見がまとまらなくて申し訳ないです。

ただ、現状、今、精一杯の努力をして、財政問題というのが大きな問題としてありますので、そこを今すぐにといいことではないとは思いますが、そういった今までの動きをしっかりと踏襲しながら受けとめていかなければいけないのかなと思います。

#### 教職員課長

国家予算要望というのが毎年ありますが、春の国家予算要望、秋の国家予算要望でも、文部科学省には学級編制標準の引き下げをといいことで、ずっと要望はしてきております。そうした中で、国も、ここにもご案内にあるとおり、平成23年度には、1年生だけが35人という編制でして、小学校2年生についても、36人を超える部分については、加配措置でという形の部分がありますが、それ以降、文科省は取り組むと言いながら、実は取り組めていないということについて、地方としては、何とか取り組んでほしいというのは、思いとしては同じですが、それを県単独で基本的には小中学校の教員の人件費等については、義務教育国庫負担金という形のものがベースであって、そんな形で人件費も担われておるところですが、それを県単独でという格好で制度をつくっていくところは、なかなかそれは財政上難しいというのが現状ですので、その分の思いはそんな形でも応えてもいきたいです。あと、そういう計画もつくってほしいというのは、国にも要望しています。ここでごお願いをいただいている中身を直ちに実現という格好ですと、逆にトータルの今の仕組みの中では、小学校1年生だけということだと、他学年にこういう影響が大きすぎて、トータルとしてはどうかということでご説明させていただいているところです。

#### 森脇委員

教員一人当たりの子どもの数を少なくするということによるきめ細やかな教育、あるいは行き届いた教育を実現させるという方向は、間違っていないと思うんです。

ただ、それに伴う政策的な問題として考えると、費用対効果とか、あるいは財源そのものが難しいとかいうようなことで、もっと柔軟に使えるようなやり方でやっていきたいということだと理解しました。

一つ質問ですが、今の正規と臨時教員の比率はどうなんでしょうか。

#### 教職員課長

いろんな形での計算の仕方があるとお聞きしておりますが、文部科学省が出している三重県の教員の正規の割合が、今年度については、90.8と聞いておりまして、他の団体と比べると、確かに低いというのがございます。昨年度は90.2というところで、いろんな形でご要望もいただいている中、それも含めてですが、私どもとしても、ちょっとでも改善していかなければということで改善に努めていると。特に多くの退職者が見込まれる中、きちっとそれ以上のことも含めて正規採用に努めておりまして、例えば今年度でいきますと、ここ数年、500人弱規模の採用を続けている形で、そのようなことを通じて比率の向上にも努めている取組をしています。

森脇委員

臨時教員は、少人数加配ではないところにも使われているということですか。

教職員課長

臨時職員という形の方、もちろん定数上の本来先生が座るべきところに座れなくて、臨時職員さんが座ってみえるというのもありますし、これはいろいろこれまでの努力で、教育課題に対応するために臨時職員という形で、定数では置いてもらえないが臨時職員という形で予算を獲得して、それが各学校現場のそれぞれの教育課題に対応するために、財源、人を採って措置して、それを利用していただいている部分もあって、詰まるところの目標は、少しでも学校現場にそんな識見のある方々が行っていただいて教育課題に対応していただけるようという努力をしてきた。その中で、確かに一部、臨時職員さんという予算上そんな形の確保の仕方もあります。

森脇委員

これは私のお願いですが、正規対臨時の比率を上げるために臨時をやめるというふうなことだけはしないでいただければと。そうやって上げる場合もありますよね。でも、今の県の努力は、できるだけ採用数を多くして、それで臨時職員の割合を減らしていくということですね。そういう方向性は、結局は教員一人当たりの子どもの数を減らすことにつながるんじゃないかと。

1、2年生の少人数のルールを決めるのは、学校の状況は様々なので、1年生がすごくしんどい場合もあるし、大丈夫な場合もある。だから、学校の裁量によってある程度配置が決められるようなシステムを維持しながら、一方では総数としては確保するという方向性をぜひ堅持していただきたいと思います。

教職員課長

今おっしゃっていただいたこと、非常に実は予算上の話として難しいところがあって、これまで県単独で臨時職員という形で予算確保できたものが、例えば、概算要求でも示されているんですが、国が新たな教育課題についての加配をということで、それは今まで三重県が努力してきたこの分野は無理なのでということで県単で努力している分が、国費で加配ができると、財政当局は国ができるのなら県単は要らないのではとって単純に減らしにくるという話をもらったりします。それを、今おっしゃっていただいたように、今までの努力は努力だし、これでも足りないの国の新たに付いてきたものについては、それも確保しながら何とかそれぞれある教育課題について対応できるという形で取り組んでいるところですが、そこは本当に頑張らなければならないところですので、その努力は続けていきたいと思っております。

黒田委員

行き届いた教育をというのは、誰しもが思っていることであって、今日の請願の重みを非常に受けとめています。

ただ、行き届いた教育を実現するには、多分いろんな手段があると思っていて、こうやって署名をいただくことで我々教育委員会というのが、どうしていけば、この行き届いた教育が実現できるのかというのを、いろんな角度から見て侃々諤々と議論していけるとても重要な場であるので、こういうこともしっかり受けとめながら、私たちが何ができるのかというのを、しっかり内向きで話をしながら実現していきたい

という思いも非常に皆さんありますので、本当に今いろいろと取り組んでいることも、正直、教育委員会としてもありますから、何かしらそういうところで家庭であったり皆さんが、ようやく三重県の教育委員会もこういうことを声を届けたことによって少人数は今難しいかもわからないけれども、こういうことで変わってきたよねと思ってもらえるような働きかけはしていきたいということは、すごく真摯に受けとめていくべきだと思っています。結論が出ない意見で申し訳ないですが。

ただ、本当に時代によって子どもの数というのが変わってきていますし、教員の数というのも非常に変わりつつありますので、そのあたりも含めながら、子どもたちにとってどういう教育がいいのかということも、しっかり三重県らしい教育を考えていきたいと思っています。

#### 教職員課長

今年度の文部科学省の概算要求で、新たな加配のテーマとかも示されております。特に先生の働き方改革のことであったり、小学校英語科のことであったり、いろんな形での学校現場のことがございます。

そうした中で、今、文部科学省が概算要求している部分についても、三重県としてもしっかりその分、他の県に負けないように当然それについても確保して、それ以外のところでも三重県は独自の課題もございます。外国人の児童生徒さんの割合も、本当に県政規模から比べると多いと。そういうようなところについても、これまでもほかの県以上に定数も確保してという形で文部科学省にも働きかけて、マンパワーの確保に努めておるところです。

#### 原田委員

先ほどの森脇委員の総数を減らさないというお話も受けての部分ですが、やはりここに関しては、非常勤の先生の役割というところ、非常勤だといけないということだけじゃないんじゃないかと、保護者の立場として思う部分がありまして、もちろん正規の職員さんのほうが、一般企業のように仕事をこなすのとは違って、教育の現場は人を育てる、子どもに教育をするということにおいて言うと少し違うのかもしれないですが、本当に補う立場の有能な人材があるのであれば、そういう非常勤の先生に活躍してもらおうというのも、この請願は非常勤の人からより正規の人を増やしてほしいというご意見をいただいているところですが、そこは少し私としては、非常勤の先生であっても、教育の現場で有能な働きをしていただけるということであれば、子どもたちを任せていくことができるんじゃないかという思いが一つあります。

あと、先だって、これもまた保護者の話の中で出ていた部分ですが、ちょっとした会話の中で、今年の1年生は落ち着いているという、これは小学校1年生の子どもを持ったお母さんが話をされていました。ということで、1年生を相対的に見れば、幼稚園や保育園から上がってきた1年生というのに非常に難しい部分はあるのかもしれないですが、学校のカラーとか、もっと言うと学年のカラーというのがあるのを子育てをしながら、うちのお姉ちゃんのときの学年はこうだったけど、弟のときはこうだよみたいなのが実際にあるので、そういったところは、森脇委員のお話にも出ていましたし、教育委員会としての方針にも出ていましたが、今すぐ1年生だけというのは、なかなか難しいのではないかとと思いますので、学校それぞれの柔軟性を考え

ていくというのは、いい部分ではないかと私個人的に、それから、一般の保護者の方の意見を受けて思うところはあります。

教育長

ほかにご質問以外にも、採択・不採択というのがありますので、そういった意見についてもいかがでしょうか。

岩崎委員

この請願につきましては、残念ながら不採択せざるを得ないだろうとは思いますが。今までのお話にもありましたが、一律で加配をしていくというやり方を、私たち、よく学校現場を見に行かせていただいたときに、習熟度別のクラスをやっていたり、あるいはTTを配置したりという、それも加配であるとか、市単、町単の先生を入れたりしてやっている部分なんでしょう。そういう形で加配定数を使ったりしながら、その地域の実情に応じてやっているという場面によく遭遇していますので、そういうところを見ると、確かに一律にやるというのは望ましいことは望ましいだろうけれども、現状、義務教育費の国庫負担で国に定数の部分を握られている現状からいえば、それをどういうふうにも県費と各市町の単独の費用で、できるだけ地域の実情、学校の実情に応じた教員配置をしていくという今の仕組みの中でいうと、一律に学級編制の基準を下げることによって、全員を少人数にしていくのは、直ちに実現できるかということと実際に今の現状ではできない状況ですから、その中では今、この工夫の余地のある定数の使い方をやっていらっしゃることについて、それが今の段階では一番効率的なやり方なのかなと思います。

むしろ国の動向としては、必要な措置を講ずるということは言っているわけですよね。それを今の段階で実施していないという状況で、一所懸命現場でやりくりをしながらやっていたらという現状は、大切にせざるを得ないと思います。だから一律に逆に縛ることは、かえって厳しいかなと思わざるを得ないです。

教育長

ほかにご意見いかがですか。原田委員からは一番最初には不採択でということでした。ただ、いただきました。

原田委員

不採択という方針をこの文章でいただいていますという前置きで、不採択と私が既に思っていたから、その意見を言ったわけではなくて、こういう方針を受けて、ただ、努力目標として最後の部分の文章にあるようなことは、もちろん念頭に入れなければいけないし、署名の重みもちゃんと受けとめなければいけないところはあるんじゃないかという思いです。

教育長

いかがでしょうか。ご意見について。

それでは、委員のご意見を伺っていて、請願の意味はきちっと受けとめなければいけないというご意見をいただいておりますが、今、岩崎委員から不採択というご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

それでは、教育委員会としての審議の結果ということで、この件については、請願1を不採択といたします。請願者の方には、その旨を通知いたしますので、よろしい



でしょうか。

**【採決】**

－全委員が本案の不採択を承認する－

**・審議事項**

**議案第40号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案  
(公開)**

(谷岡福利・給与課長説明)

議案第40号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成29年12月13日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが、改正案でございます。2ページが要綱、3ページ以下が新旧対照表になっておりますが、2ページの要綱で説明させていただきます。

「1 改正理由」 雇用保険法の一部改正に伴い、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部が改正され、平成30年1月1日から、移転費に相当する退職手当の支給対象が拡大されるため、規則に係る部分について規定を整備する必要があります。ということで、5月の教育委員会に条例を諮らせていただきましたが、その中で移転費、これまで公共職業安定所ハローワークが紹介した職業について、住居等を移転した場合は、その移転費が出るようになっていたのを、この公共職業安定所を更に拡大しまして、民間の職業紹介事業所等にも拡大したということが、雇用保険法が変わりまして、それに伴って条例を変えさせていただきました、それが30年1月1日からとなっておりますので、それに伴う規則改正でございます。

「2 改正内容」ですが、失業者の退職手当について、雇用保険法の規定により、移転費に相当する額の支給対象の拡大に伴い様式を整備するということで、先ほど説明させていただきましたように、移転費が拡大されたことに伴い、様式を一部変えます。その他規定整備としまして、条ずれが11条の4から11条の5になっておりますので、その規定整備をするということです。

「3 施行期日」ですが、平成30年1月1日（一部公布の日）から施行する。

以上でございます。

**【質疑】**

教育長

それでは、議案第40号については、いかがでしょうか。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案通り可決する。－

### ・審議事項

#### 報告1 三重県いじめ防止条例（仮称）について （公開）

（山口生徒指導課長説明）

報告1 三重県いじめ防止条例（仮称）について

三重県いじめ防止条例（仮称）について、別紙のとおり報告する。平成29年12月13日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

詳細は小林子ども安全対策監から説明いたします。

（小林子ども安全対策監説明）

1ページをご覧ください。いじめ防止条例の関係ですが、10月11日から11月9日にかけてパブリックコメントを実施しました。その結果を今回お知らせするとともに、パブリックコメントあるいは条例検討委員会が出された意見を踏まえて、条例案の概要という形で案を策定しましたので、その報告をさせていただきます。

まず、1ページの1番、パブリックコメントの概要ということで、実施期間は30日間です。

意見総数としましては、29人・団体66件の意見をいただきまして、同様の意見をまとめると48件という状況でした。

項目別は、その下の表にまとめてありますので、ご覧ください。主な意見としましては、目的のところでは、「子どもの役割を条例で規定することには反対である」、「大人がすべき役割を示すのが条例ではないか」というようなことであるとか、定義のところでは「就学前のいじめを想定する必要はないか」あるいは、「学校に籍のない子どもたちが関わるいじめについては、どうなるのか」というようなご意見。それから、いじめの禁止のところでは、「一人で悩まないように、いじめにあたりいじめを目撃したら、教員や保護者など大人に相談するという文言を追加してはどうか」というようなご意見。学校及び学校の教職員の責務のところでは、「学校に人権文化を構築していくことが大切である」とか、「子どもたちの自主的な取組に対する支援を学校教職員の責務に加えてはどうか」という意見がありました。保護者の役割のところでは、「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む、いじめから保護するという部分は、ぜひ示しておくべきだ」というようなご意見。

それから、子どもの役割のところでは、「主体的な活動をどのように大人が支援していくかを示すべきである」とか、同じような意見がありますが、「子どもの役割が定められたり考えを縛ったりしないことが、子どもの主体性を損なわないようにするために必要な視点である」というようなご意見をいただいております。

それから、SNS等を通じて行われるいじめ対策の推進のところでは、ソーシャルネットワークサービスに関する記述というのがあったわけですが、いじめの定義では、インターネットを通じて行われるものを含むというふうにされておりますので、そういったことを踏まえると、「インターネットでのいじめ全般を扱うべきではないか」というようなご意見をいただいたりしております。

「2 条例案の構成と主な項目についての考え方」というところです。法、条例検討委員会、それから、先ほど説明をさせていただきましたパブリックコメントの意見等を踏まえて、条例案の構成と主な項目について、以下のとおり整理しました。条例案の概要については、7ページ以降になります。まず、「(1) 条例案の構成」です。目的、定義、基本理念、いじめの禁止等、合計23項目で構成をしております。この項目であるとか、7ページ以降の条例案の概要については、今後、表現等を精査しながら、もう少し修正等が入る可能性があることをご了承いただきたいと思います。

3ページをご覧ください。「(2) 主な項目についての考え方」です。目的と基本理念です。基本理念には、法に即した3点の理念と、子どもたちの意見を踏まえた本県独自の理念を加えて4点に整理しております。素案で示しました「全ての県民が心豊かに安全・安心で快適に生活できる社会を目指す」ということについての理念は、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与するとして、条例の目的のところでも位置づけております。

基本理念の主な4点は、以下のとおりです。1点目は、学校内外を問わずいじめをなくすということ。2点目が、いじめを行わず、いじめを傍観することがないようにするため、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深める。3点目が、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重することを大事にしながら、いじめ防止等に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにするということ。4点目が、行政や学校などいろんなところと連携しながら、社会総がかりでいじめの問題を克服するというような理念にまとめております。

ポツの3点目が、本県独自の理念ということで、一人ひとりの違いを理解し、個性を尊重し、このあたりは、子どもたちの意見を踏まえてこういう基本理念を規定しております。

②定義です。いじめの構造については、法と同様の定義を行っております。就学前の子どもたちのいじめについてです。幼稚園の教育要領の解説では、「友達とのかかわり合いの中で、葛藤やつまずきを経験して、友達と折り合いをつけて善悪の判断をつけていく」というような幼児期の発達における大切な学びの機会というのが書かれておりまして、条例検討委員会でも、この時期の子どもたちの理解力というのも個人差が大きいということ。いじめであるかどうか区別して指導していくのは、非常に難しいところがあるということ。それゆえにいじめの定義に当てはめて考えることは難しいというような意見もありましたので、この時期の子どもたちについては、他者への思いやりであるとか規範意識が身につくように指導が行われるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、学校に在籍しない子どもたちのいじめについてです。基本理念でも学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするということ。それから、県民、事業者の役割の中にも、いじめがあったら情報提供をしてもらうというようなことを規定しておりますので、そういったことを踏まえて対応していきたいと思っております。

③学校および学校の教職員の責務です。「道徳教育や体験活動の充実を図り、良好な人間関係を築く素地を養うこと。児童生徒がいじめを行わない、傍観しないということ、いじめの問題を主体的に考える行動をすることの支援を行う」ことを規定して

おります。

4 ページをお願いいたします。④保護者の責務等です。素案では「保護者の役割」としておりましたが、いじめを受けた場合、適切に保護することは保護者の責務であるということから、ここを「保護者の責務等」というふうに変更しております。

また、いじめを行わない、傍観しないように、みずからを大切に思う気持ち、他者を思いやる心を育む、規範意識を養う、そういう指導に努めるということを加えております。また、子どもたちの意見も反映しまして、「児童生徒の話を聞くとともに、様子を見守り」というふうにも規定しております。

⑤県民および事業者の役割は、地域で児童生徒を見守って、学校や家庭と連携して健やかに成長できる環境づくりに努める。そして、いじめを発見した場合等については、学校などに情報提供するよう努めることを規定しております。

⑥児童生徒の役割です。素案では、「子どもの役割」としていましたが、定義の児童生徒の表記に統一をして、「児童生徒の役割」としております。それと、いじめの禁止等で書かれておったことと、子どもの役割の項目で示していた内容が被っている部分がありましたので、そこを少し整理しまして、「児童生徒がいじめを認識した場合、傍観することなく、教職員や家族などに相談するように努める」というようなことを示しております。

⑦いじめの早期発見のための措置ということで、学校は、児童生徒への定期的な調査であると面談等を実施して、児童生徒あるいは保護者が相談できる体制を整備するということが規定しております。それから、県においては、安心して通報・相談ができる体制をこれまで以上に整備していきたいということも規定しております。

⑧インターネットを通じて行われるいじめ対策です。素案の段階では、SNSを対象に規定しておりました。いじめの定義では、インターネットを通じて行われるものを含むということが書かれておりますので、そういったことを踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの全体的な対策を示し、特に子どもたちが多く利用しておりますSNSについて、流通性であるとか匿名性の特性を踏まえるという旨を記述することとしております。

⑨啓発活動です。防止強化月間については、4月は子どもたちの環境が大きく変わる時期であるということから、新たに設定し、11月はこれまでも防止月間と位置付けておまして、それは継続してということで、年2回として社会総がかりでいじめの問題を克服していこうということで考えております。

5 ページです。⑩の学校相互間の連携協力体制の整備です。いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が、同じ学校でなくても迅速、適切に対応ができるようにということで、学校相互間の連携協力体制を整備するということとしております。

⑪重大事態の対処です。対処の具体的な内容は法で書かれておりますので、条例では重ねて規定しませんが、学校の設置者、学校は、法に規定する対処を迅速かつ適切に行う旨を規定しております。

⑫学校法人及び高等専門学校への協力ということで、県内のあらゆる学校が、この条例では対象であることを改めて示す意図もありまして、私立学校はもともと条例の学校という定義の中には含まれておりますが、自主性を尊重しつつ、必要な情報提供

などの協力をしていこうということを規定しております。高等専門学校については、学校の定義の中には含まれていませんが、高等学校の生徒と同年齢の生徒が在籍することから、これも自主性を尊重しつつ、必要な情報提供を行っていこうと書かれております。

そういったことを7ページ以降の条例案の概要に記載をしていくこととなります。

今後の予定です。抜けておりますが、1月の教育委員会定例会で、また議題として提案をさせていただきたいと思っております。それから、2月の定例会で条例案を提出していくという予定になっております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

パブリックコメントの中の3ページの定義のウですが、学校に在籍しない子どもということで、これ、私、最初からこだわっていたことでもあるんですが、これに対応する回答が、基本理念の下に県民や事業者からの学校の内外を問わずいじめが行われなくすると、それはそれでいいと思うんですが、この意見の言わんとしているところは、当事者の問題だと思うんです。当事者の概念規定の問題で、児童生徒という言葉にできてしまっているのだからと、そういう問題提起のように思うんですね。内外で行われるという問題とは別なんじゃないかと。

それを見ると、この定義のところに概要のところで定義が7ページにありまして、いじめの定義のところに児童生徒と書いてあって、「学校に在籍している等」というのがありますが、この「等」の意味があまりよくわかりません。

3つ目のところに、児童生徒という言葉の、これは用語の使い方の定義のことだと、「学校に在籍する児童又は生徒」と書いてあるんですね。そうすると、やっぱり学校に在籍しない青少年、例えば少数だと思いますが、中学校を卒業して社会に出てしまう、そういう子どもは入ってこないんじゃないかと思えるんですが、定義を広げるとはなかなか難しいのかもしれないですが、そういう子どもたちが主体になるようないじめが実際に起きているので、例えば鈴鹿のこの前の事件なんかは、勤労少年みたいな子が一端を担っていたということがあるので、そういった場合に、それを下手をするといじめと言えなくなってしまうということが出てくるのでないかと。何らかの工夫が必要ではないかと。当事者としての規定の中にそういう子どもたちも入れておく必要があるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

子ども安全対策監

非常に悩ましいところであると思っております。随分そのあたりは事務局内でも議論したところですが。鈴鹿の事件にかかわらず、これまでも学校に在籍している子ども、それから学校には在籍していない子どもがかかわるような事案はあったと思います。そういったときに、学校に在籍している子どもが被害にあったような場合は、当然学校は、相手方が学校に在籍していないから関係ないというのではなく、被害者の

支援のためにできる対応を採ってきたと思います。例えば、警察であるとか、少年サポートセンターであるとか、児童相談所等と連携しながら、そういう被害者の支援について対応してきていると思います。そういう対応をしてきているということで、被害者の支援については、学校の在籍する子どもたちについては、一定、対応できるかと思うんですが、じゃ、その加害の子どもたちにどのような指導とか対応ができるのかと考えたときに、なかなか学校というフィールドでは難しいと思います。そうなったときに、事件性があるものであったら、当然、警察であるとかそういったところと連携をしながら対応をしていく必要があるかと思いますが、定義で表現するのは非常に難しいところもありまして、現在、こういう規定になっています。

#### 森脇委員

おそらく法から来ているんですね。それでこういうふうな流れになっていると思いますが、一方では県民総がかりでという言い方をして、大人もいろんな役割を果たしながらという、学校だけじゃなくて地域や社会を含めていじめをなくしていこうという大きな理念がありますね。その中にこの定義をあまり限定しすぎるのはどうなのかという、ちょっと疑問が生まれてきます。

#### 子ども安全対策監

定義上は法と同様になっておりますので、そういうご意見をいただくと、もっともかと思うんですが、県民とか事業者の役割というのを、本県の場合、条例で位置づけて、そこでいろんな情報提供をしてもらおうというようなことを規定しておりまして、情報提供というのは、おそらく誰かが見たときに、この子は学籍があるとかないとかというのは、見た目では多分わからないと思うので、もし何か揉めているような状況があるなら情報提供してほしいということにしているの、そういうところで提供してもらったうえで、関係機関と連携をしながら対応をしていくということにしていきたいと思っているところです。

#### 森脇委員

救えるような、条例の文章とは別にセーフティーネットをぜひつくっていただきたいと思います。

#### 原田委員

私もまさしく森脇委員と同じところを思いました。本当にパブリックコメントは気づかない部分に意見があるんだなということをもっと感じたのが、今の部分で、それは先ほども3ページのウで、「学校の内外を問わず、いじめが行われなくするように」という理念の部分であったり、「県民や事業者からの情報提供などを踏まえ」と書いてあるんですが、それはあくまでも学校の内外を問わずというのが、なんとなく場所というイメージですし、県民、事業者から情報提供を受けるというのは、提供だったら、その役割の部分であって、当事者というところにフューチャーしてないというのがあって、先ほどのご返答だと、片方が学校に在籍をしていれば、それは先生方も動かないわけではないだろうしということではありますが、これ、両方が未成年、青少年で、例えば事情があって中学から高校に上がらずして在宅している子どもたちというのも、不登校が増えているのが多かったりとか、高校へ進んでも適応できなくて退学した子どもたちというところを、しっかりきめ細やかにこの条例に組み込むのは難し

いのかもしれないですが、しっかりパワーアップしていかないと、逆に言えば、SNSのつながりなんかは、そういう子たちも持っていますので、そこを感じたところです。

あと、もう一つ、啓発活動の強化月間が今までが11月だった。そこへ加えて4月を加えますが、今、世の中の流れで8月31日にNHKなんかでも、すごくいじめの問題とか、これから学校に行きづらい君たちへみたいな番組をしていましたが、逆に4月でも11月でもなくて、世の中の動きとして、よくある、1学期は頑張っているけれども、夏休みを機に、問題がいじめかもしれないですし、いじめなんかの場合に、9月というのも、すごくそういう対象となる時期じゃないかと思ったんですが、4月が含まれて9月が含まれてないのは、特に意味はないですか。あまり強化月間を増やしてもというところなんでしょうか。

#### 子ども安全対策監

いろいろとそのあたりも事務局で議論をしたところですが、11月はもともと強化月間ということで位置づけられていまして、それと、いじめの調査を毎年やっております、いじめの調査の結果を見ますと、やっぱり上半期、特に6月ぐらいまでが一番多いという状況もあったりするので、そして、4月は子どもたちの環境が大きく変わる時期でもありますので、そういう環境が大きく変わるときに、改めてこの集団で1年間いじめをなくしていくために頑張っていこうというスローガンのような目標的なことを考える機会として4月を位置づけて、そのスローガンや目標に基づいて、取組をその後継続をしていくということで、11月ぐらいに、そういった検証をという流れをつくってというような想定です。9月もいろいろと月間もあって、自殺防止月間に9月が位置付いているというところもあったので、あまり重なるのもということもあって、そういったところで4月・11月に位置づけているということです。

#### 原田委員

その意見を受けて、強化月間じゃなくて、12カ月オール強化の気持ちなので、特にここはすごく問題視しているわけではないですが、理解しました。ありがとうございます。

#### 岩崎委員

7ページのところで、用語の定義で保護者に、「及び児童生徒を現に監護する者」も入れられましたね。そうしたときに、8ページ以降の保護者の責務等のところに、「保護者はその監護する児童生徒がいじめを行わない」とか、8ページの一番下も9ページの一番上も、「その監護する」というふうに、あえて定義で監護する者というふうに定義をしていて、条文でも「その監護する児童生徒」というふうに「監護」という言葉を入れなければいけないものではないのでしょうか。そこのところが定義で入れたら必要ないかと思ったりしていたのですが。

#### 子ども安全対策監

ここもいろいろ議論はしたところですが、児童養護施設に入所している子どもたちを想定していたりもしますが、ここでその施設長が、その施設に入っている子どもたちの監護人となりますので、児童福祉法の中では、当然、施設長が教育であるとか監護といった役割を担うものだというふうに位置づけられていますので、そういう意味

では、監護という言葉がいいのかなということで、そういうふうにしております。

岩崎委員

定義で入って、もう一回、本文で入れているので、なんとなく気になりました。一度ご検討いただければと思います。法律が違うんですね。

教育長

あと、いかがですか。

—全委員が本報告を了承する—

## ・審議事項

### 報告2 平成29年度三重県優秀選手・指導者表彰について (公開)

(辻次長説明)

報告2 平成29年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成29年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。平成29年12月13日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料の1ページをご覧ください。まず、「1 表彰趣旨」のところですが、この賞は、県内の中学校、高等学校の生徒及び指導者が、国体等の全国大会において、優秀な成績を収め、学校スポーツの範となりえたことに対しまして、その栄誉を称えるべく三重県教育委員会教育長が表彰するものでございます。

「2 表彰事項」に上げております(1)から(8)の大会で、個人並びに学校対抗については、1位から3位、団体については、1位から4位の成績を収めた生徒指導者及び学校、団体が表彰の対象となります。

※印のところですが、これらの大会のうち、複数の大会で優勝を収めるなど学校スポーツに対して顕著な功績を挙げた生徒を特別優秀選手として表彰しております。

3ページをご覧ください。今年度の特別優秀選手賞は、レスリング競技のいなべ総合学園高等学校の基山仁太郎さん1名が、昨年度と今年度の国体において、2連覇を達成されていることから、被表彰者となっています。

被表彰者の一覧は、4ページから8ページにまとめてございます。それぞれの大会での団体の部、個人の部別の表彰数については、1ページ3の(3)にまとめております。

2ページの上段の今年度の表彰の総数を記載させていただいておりますが、各大会をまとめますと、団体表彰として、いずれも延べ数ですが、選抜チーム4団体、学校4校、選手数は80名、指導者33名を表彰いたします。

なお、表彰式ですが、2ページの下4にありますように、平成30年1月5日15時から三重県庁講堂におきまして、教育長から表彰状を授与する予定です。

## 【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。



－全委員が本報告を了承する－